

合理的配慮の提供にかかる費用を助成します

障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者が必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用の一部を助成します。

1 制度を利用する団体

姫路市に事業所を置く事業者や自治会

2 助成対象

対象項目	助成対象例	助成限度額	補助率
コミュニケーションツールの作成	・点字メニュー ・コミュニケーションボードの作成費用 ・チラシ等の音訳	50,000円	
物品の購入	・筆談ボード ・折り畳み式スロープ	100,000円	1/2
工事の施工	・スロープ ・手すり	200,000円	

3 申請・お問い合わせ先

姫路市健康福祉局福祉総務部障害福祉課

電話 079-221-2454

ファックス 079-221-2374

E-mail syogaif@city.himeji.lg.jp

ご利用ください



姫路市キャラクター・姫路ふるさと大使

4 制度利用の流れ

- ① **相談・申請**
申請者（事業者等）が実施したい内容を、市に相談の上、申請する。
- ② **審査・決定**
市は、申請者からの申請内容を審査の上、決定して通知する。
- ③ **購入・工事施工**
申請者は、市からの決定に基づき、物品の購入、工事の施工を行う。
- ④ **完了報告**
申請者は、物品の購入や工事の施行等の完了後、市に報告する。
- ⑤ **助成金額の決定**
市は、実施内容を確認の上、助成金額を決定して通知する。
- ⑥ **助成金の請求**
申請者は、市に対して助成金の請求を行う。
- ⑦ **助成金の交付**
市は、申請者に対して助成金の交付を行う。

5 合理的配慮とは？

障害のある人から社会の中にある障壁（バリア）を取り除くため何らかの対応を必要としているという意思を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由をよく説明し、別のやり方を提案するなど、話し合い、理解を得るよう努めることが必要です。

令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が法的義務に変わりました。